

新市庁舎整備事業について

1 横浜市新市庁舎管理基本方針（案）《資料 1》

平成 28 年第 1 回市会定例会において、「市第 213 号議案 横浜市市庁舎移転新築工事請負契約の締結」が可決され、2 月 24 日に事業者との本契約が成立しました。

本基本方針は、これから本格的な設計作業を進めるにあたり、これまでの検討経過を踏まえて、来館者・来庁者が使いやすく、職員が働きやすく、かつ経済的で効率的に新市庁舎を管理・運営していくための基本的な考え方を示したものです。

3 月末に「横浜市新市庁舎管理基本方針」を策定し、公表する予定です。

今後は、本基本方針の方向性に沿って基本設計を進めるとともに、平成 32 年度の供用開始にあわせて円滑に新市庁舎の管理・運営が行えるよう具体的な検討を進めます。

2 平成 28 年度の主なスケジュール《資料 2》

(1) 市庁舎移転新築工事

ア 設計

平成 29 年夏の市庁舎本体の工事着工に向けて、基本設計に着手しています。

基本設計では建物の平面計画、構造計画、外観デザインなど基本的事項を整理します。

9 月からは、さらに詳細な検討を進め、建築基準法など関係法令の適合に必要な具体的な設備・仕様などを決定する実施設計を行います。

イ 準備工事

設計を進めるにあたり、建築構造設計に必要な地盤調査（ボーリング調査）や、既存上屋の解体、土壌汚染対策法に基づく土壌汚染対策工事（※）などの準備工事に 4 月から着手します。

また、準備工事の進捗に伴い、歩行者の安全確保のため大岡川沿いの仮囲いを歩道部へ拡張しますので、歩道部の通行が出来なくなります。

※平成 20 年の土地取得時に、既往の土壌調査（H18、19 年度 独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。))により、鉛、砒素、ふっ素の存在が確認されていました（北仲通南地区敷地譲渡契約書（平成 20 年 3 月 12 日）において、自然由来以外の土壌汚染の処理に要する費用はURが負担することとなっています。）が、土壌汚染対策法の改正に伴い調査範囲の不足が判明したため、平成 26 年度に土壌汚染の有無や汚染深度を確認する追加調査を行いました。

既往調査及び追加調査の結果を基に、土壌汚染対策法に基づき届出を行い、敷地の一部が「形質変更時要届出区域」に指定されました。

現状はアスファルトで覆われているため、飛散の心配はありませんが、工事の際は、散水など汚染土の飛散防止策を行いながら、法に基づき適正に処理します。

ウ 地中埋設物の解体撤去工事

平成 20 年に本市がURから取得した土地には、既存建物の地下構造物や杭などが残置されているほか、記録保存を終えた遺構なども残されています。これらは、本体工事に支障となるため、準備工事と並行して解体撤去を行います。

解体撤去工事に係る費用は、敷地譲渡契約に基づき全額をURに負担金として請求します。

現在、4 月中旬を目途に解体撤去工事の設計を進めており、発注手続きを経て 6 月から工事に着手する予定です。

(2) 熱供給事業者の選定

新市庁舎では、建物内に「熱供給事業者」の負担で熱源設備を設置し、熱（冷水や温水）や電力の供給を受けるエネルギーサービス方式を隣接する横浜アイランドタワーと連携して導入し、効率的なエネルギー利用を行う計画としています。

平成 28 年度は、基本設計において熱源設備基本設計を行い、負荷条件や設置条件などを整理したうえで、公募型プロポーザル方式により「熱供給事業者」の公募を 7 月頃から行う予定です。

11 月下旬に「熱供給事業者」を選定し、熱供給事業に係る基本協定を横浜市、横浜アイランドタワー管理組合、熱供給事業者の 3 者で締結する予定です。

その後「熱供給事業者」が基本協定に基づき実施設計を進めます。

(3) 埋蔵文化財発掘調査

ア 平成 27 年度の調査結果報告

敷地西側の調査を昨年 12 月に終え、引き続き敷地東側の調査を行いました。

敷地西側では、江戸末期に築造された石積み護岸や明治期に建設され関東大震災で倒壊した煉瓦造りの横浜銀行集会所の基礎などが出土しました。

また、敷地東側では、明治期のものと考えられる石組みの排水施設や建物基礎などの遺構が出土しました。

当初の想定よりも埋蔵物が広く分布しており、調査に時間を要したことから、発掘準備工事及び発掘調査委託（※）の完了期限を 3 月末まで延長しました。

現在、現地での発掘作業は完了し、遺構の測量や調査結果概要の整理などを 3 月末までには終えることから、発掘調査による新市庁舎の建設スケジュールへの影響はありません。

〔 ※発掘準備工事：中区本町 6 丁目埋蔵文化財調査に伴う準備工事 請負者：(株)三木組
発掘調査委託：中区本町 6 丁目埋蔵文化財発掘調査業務委託 受託者：(公財)横浜市ふるさと歴史財団 〕

イ 現場見学会

(ア) 日 時：平成 27 年 12 月 19 日（土） 午前・午後各 2 回の計 4 回実施

(イ) 来場者数：約 700 名

(ウ) 内 容

- ・「横浜市ふるさと歴史財団 埋蔵文化財センター」の調査員による発掘状況の解説
- ・これまでに出土した陶器片やガラス瓶などの出土物の展示

(エ) 当日の様子



<遺構の解説>



<見学風景>



<出土物の展示>

ウ 出土した主な遺構と取扱い

平成 26 年度の試掘調査を踏まえ、今年度は「発掘調査による記録（記録保存）」を行い、特に重要な遺構が出土した場合は、教育委員会と別途協議することとしていましたが、協議を必要とするような遺構は出土していません。

出土した主な遺構は、次のとおりです。《資料 3》

- ① 江戸末期の石積み護岸 ② 燈台寮の基礎及び排水施設 ③ 旧本町小学校の基礎
④ 横浜銀行集会所の基礎 ⑤ 石組みの遺構など

エ URとの費用負担協議

平成 20 年の土地取得時に締結した契約書に基づきURと協議した結果、この時に本市が取得した土地に係る埋蔵文化財発掘調査、発掘に伴うがれき等の処分、分析・報告書の作成については、本市が実施し、URが費用を負担することとなりました（※）。

今年度の調査で遺構の出土量が確定するため、UR負担額を算出し、今年度中に支払に向けた契約書を締結しURへ請求します。

（※新市庁舎の整備予定地の一部には、もともと本市所有の土地がありますので（敷地面積約 13,500 m²のうち約 1,750 m²）、当該地の発掘調査等に係る費用は本市の負担となります。）

オ 平成 28 年度の業務内容

平成 28 年度は、今年度調査結果の分析・報告書の作成を予定しています。

具体的には、

- ・出土した遺物の特徴や時代による分類
- ・破損した遺物の欠片の手作業による接合・復元
- ・実測図作成及び写真撮影
- ・出土した木材、石材などの分析による材質や産地などの特定
- ・遺物の復元や分析結果を踏まえた遺構全体の製図

などを行います。

期間は、約 8 か月を見込んでいます。

作成した報告書は、公開し、図書館や博物館、学術研究機関等にも配布します。

費用については、今年度と同様の考え方に基づき、業務実施後にURへ請求します。